

「福岡県困難な問題を抱える女性への支援に関する基本計画（素案）」に対する意見募集の結果について

「福岡県困難な問題を抱える女性への支援に関する基本計画（素案）」について、令和6年1月10日から同年1月24日までご意見を募集したところ、計104件のご意見をいただきました。

ご意見については、適宜要約等の上、取りまとめており、パブリックコメントの対象となる案件についてのご意見に対する考えのみを公表させておりますので、ご了承ください。

NO.	素案該当箇所	意見	対応	意見に対する考え方
1	第1部 1 策定の趣旨	被害者の自立とは、逃げて自分の暮らしを変えるのではなく、その方の暮らしをベースに安全を図っていくことだと思います。当事者目線で計画の策定をして頂きたい。	原案どおり	計画の策定にあたっては、あり方検討会や、民間団体へのヒアリング調査等での様々なご意見を反映するとともに、法や基本指針を踏まえて策定しております。
2	第1部 2 計画の性格	(2)の「第5次福岡県男女共同参画計画」の策定根拠法や県条例を文中で明示すべき。	原案どおり	ご意見の第5次男女共同参画計画において、策定根拠法や県条例を記載していることから、素案のとおりとさせていただきます。
3	第1部 3 計画の期間	この計画の期間は、令和6(2024)年度から令和7(2025)年度までの2年間とされているが、計画期間としては短いと考える。	修正	計画の期間に、「『第5次福岡県男女共同参画計画』及び『第4次配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する基本計画』の計画期間(令和3(2021)年度から令和7(2025)年度)の終期に合わせています。」と追記しました。
4	第1部 基本的考え方	第1部基本的考え方の3の後に、4、計画の目標を挿入し「困難な問題を抱える女性の人権が尊重され、女性が安心して、かつ、自立して暮らせる社会の実現」を明記すべき。	修正	ご指摘を踏まえ、2計画の性格(2)に男女共同参画計画の目指す姿「性別にかかわらず人権が互いに尊重され、誰もが安心して暮らすことができる社会」を追記しました。
5	第1部 「困難を抱える女性とは」	枠囲みで記載されている「困難を抱える女性」の記載を、きちんと項目をおこして、丁寧に定義を記載すべき。	修正	ご意見を踏まえ、「4 支援の対象者」の項目を加え、以下のとおり追記しました。 「生活困窮、性暴力・性犯罪被害、予期せぬ妊娠、DVや虐待、孤立・孤独など、日常生活や社会生活を円滑に営む上で、困難な問題を抱える女性であれば、年齢、障がいの有無、国籍等を問わず、性的少数者を含め、法による支援の対象者となります。 現に問題を抱えている方のみならず、適切な支援を行わなければ将来的に問題を抱える状況になる可能性がある方も支援対象者とします。 なお、支援に当たっては、困難な問題を抱える女性には、自身の国籍や出自、疾病や障がい、過去の経験に起因する、様々な複合的な差別や社会的排除に直面し、抱えている問題自体が複合化・複雑化していることが多いことにも留意しなければなりません。」
6		「年齢、障害の有無、国籍等を問わず、また性自認が女性のトランスジェンダーの人も含む」を挿入するべき。		
7		「性的な被害」、の前に「ジェンダーに基づく暴力・ハラスメント、構造的格差」が入るべき。家庭の状況、と共に、「経済的、精神的状況」、が入るべき。 「女性」加え「女兒」が入るべき。		
8		この法律に書かれている「困難な問題を抱える女性」に、部落女性をはじめマイノリティ女性を含むよう明記していただきたい。		

NO.	素案該当箇所	意見	対応	意見に対する考え方
9	第1部 5 課題	女性相談所の来所件数・婦人相談員の受けた相談件数・配偶者暴力相談支援センターの受けたDV相談件数の減少について。行政に相談することへのハードルの高さも一因だが、過去に相談した際に「対応が良くなった」「嫌な思いをした」「たらい回しされた」など相談機関の対応方法についての自己検証も必要ではないか。一度きりの電話相談で問題が解決するケースは少数だと思われ、継続して相談に応じてもらえる信頼感や「困った時にはまた相談してみよう」と思ってもらえるような相談者目線の機関として機能しているのか。	原案どおり	相談者本人の意思を尊重しながら最適な支援を提供できるよう、女性相談支援員など支援に携わる職員の相談技術や資質の向上を目的とした研修を実施してまいります。また、民間団体との協働によるアウトリーチ型支援などにより支援対象者の早期把握等に取り組んでまいります。
10	第1部 5 課題 (3) 民間団体等、関係機関の連携による支援	このページだけでなく他のページにも、民間機関との連携や活用についての記載が多くある。その連携には、「対等な関係性のもと」という理念的な文言を入れてほしい。	修正	ご意見を踏まえ、「対等な立場で協働・連携し」を追記しました。また、「7 施策体系」において「本人の意思を尊重しながら、一人ひとりが置かれている状況に応じた柔軟できめ細やかな支援を民間団体や関係機関等と協働・連携して行うことで、女性が自立して暮らすことができる社会の実現に向けて」と記載を修正しています。
11	第1部 5 課題 (4) 状況に応じた一時保護	「民間シェルターや社会福祉施設の活用も検討が求められている」とされているが、計画に反映されていないようである。安全を配慮しつつ、外出の自由や仕事や学校の継続を尊重する民間シェルターへのつなぎ、連携、運営資金の補助が求められる。	原案どおり	民間シェルターや社会福祉施設の活用については、第2部柱2(1)ア 一時保護体制の充実の具体的施策「一時保護委託先の拡充・連携」の内容に記載しております。民間団体への支援のあり方については、今後の参考とさせていただきます。
12	第1部 5 課題 (4) 状況に応じた一時保護	3行目「・・・挙げられています。」以後を「一時保護中の生活については、本人の意向を尊重し、安全確保のために必要な場合は、それぞれの状況に応じて話し合っ確認する。」とする。また、「民間シェルターや社会福祉施設の活用を検討する」を削除する。	原案どおり	支援対象者一人ひとりの状況に応じ、民間団体への一時保護委託を含めた一時保護を行うために記載しています。
13	第1部 6 施策体系	柱1施策の方向(2) 外国人、障がいのある人、高齢者に配慮した対応の具体的施策が空欄になっているので、具体的施策を明記してほしい。	修正	ご指摘を踏まえて、「ア 関係職員研修の充実、イ 関係窓口への同行支援の実施、ウ 外国人からの相談への対応、エ 障がいのある人、高齢者からの相談対応」と追記しました。
14	第1部 5 課題及び6 施策体系	あり方検討会で出された意見、課題についても多くの指摘がされており、今後の取組に進んでほしい課題だと思うが、大まかすぎる。現実性がどこまで取り組めるのかが不安。	原案どおり	ご意見を踏まえ、困難な問題を抱える女性への支援をしっかりと進めてまいります。

NO.	素案該当箇所	意見	対応	意見に対する考え方
15	第2部 柱1 支援対象者の早期把握と、安心して相談できる体制の充実	相談支援について、部落問題をはじめマイノリティ女性が抱える差別や複合差別に対する正しい知識を得るため、相談に係わる担当者への人権研修をおこなっていただきたい。	原案どおり	困難な問題を抱える女性には、様々な複合的な差別や社会的排除に直面し、抱えている問題自体が複合化・複雑化していることが多いことから、相談に携わる方に対し、人権研修を行います。
16		相談支援について、被差別当事者による相談・支援ができるよう、その育成に取り組んでいただきたい。	原案どおり	困難な問題を抱える女性には、様々な複合的な差別や社会的排除に直面し、抱えている問題自体が複合化・複雑化していることが多いことから、人権研修を行います。また、人権の尊重や擁護といった法の基本理念のもと、関係機関とも連携し、適切な相談支援を行います。
17		支援対象者に、「生きづらさを抱えた中高年シングル女性」を入れて、まずは実態調査をしてほしい。	修正	第1部 4 支援の対象者の項目を加え「困難な問題を抱える女性であれば、年齢、障がいの有無、国籍等を問わず、（中略）、法による支援の対象者となります。」と記載しました。
18		民間団体へ相談業務委託は、「安上がりに丸投げ」するのではなく、対等なパートナーとして意見を聞きながら協働し、正当な対価を支払うことは大前提。	原案どおり	民間団体との協働においては、官民ともに、お互いの意見や立場を尊重しながら、対等に進めていくものと考えております。
19		相談者の立場に立った相談体制や関係機関との緊密な連携体制の構築のため、相談機関相互の情報共有が必要である。相談機関等を一覧表にし配布していただきたい。支援に携わる方の相談・援助技術の向上が必須であるため、相談経験年数に対応した研修を年に複数回開催してもらいたい。	原案どおり	支援機関等の連携や支援者の資質向上は、大変重要であり、女性相談支援員、市町村、民間団体の職員などを対象とした研修を引き続き実施してまいります。
20	第2部 柱1(1) 支援対象者の状況に応じた相談体制の充実	女性相談員支援センター等の充実、相談・援助技術の向上、専門性の向上どれも切実だと思う。女性相談支援員の増員や処遇改善も明記してほしい。	原案どおり	国に、研修受講や経験年数により月額手当が加算される処遇改善の事業があるので、女性相談支援員未設置市町村も含め周知し、活用を促してまいります。
21		女性相談支援センター等の充実に関して、女性相談支援員の増加や専門的知識を有する職員の配置が必要であり、人員の配置とその体制を具体的に明記してください。	原案どおり	計画の性格上、人員の配置や体制を具体的に明記することは困難ですが、令和6年度から「女性サポートホットライン」を新設し、知識や経験を有する相談員を配置する予定です。また、サポートホットラインでは、女性相談支援員に対しても困難な事例への助言などを行う予定です。

NO.	素案該当箇所	意見	対応	意見に対する考え方
22	第2部 柱1(1) 支援対象者の状況に応じた相談体制の充実	支援体制の充実を図るためにも、中核となる「女性相談支援センター」「女性相談支援員」「女性自立支援施設」の役割について明記した方がいいと思う。さらに、関係機関となる「市町村」「警察」「民間機関」の役割についても同様。	原案どおり	この県基本計画は、法や国の基本方針を踏まえており、それぞれの役割については、国の基本方針等に準拠しています。また、市町村や民間団体については、柱4(1)、(2)において記載をしています。
23		相談窓口をもっと利用しやすいものにするように体制を整えてください。現時点でDVは高齢者・児童虐待と異なり、第三者による通報が義務ではなく努力義務になっているが、自治体が率先して通報を促して早期発見に取り組むようにしてほしい。	原案どおり	本計画において、関係職員の研修の充実など行い支援に携わる方の相談・援助技術の向上に努めるとともに、相談窓口等の周知に努めてまいります。
24	第2部 柱1(1)ア 女性相談支援センター等の充実	女性相談支援センターを県内4地域それぞれに置いてほしい。	原案どおり	困難な問題を抱える女性の方に対する相談対応は、女性相談支援センターだけでなく、県や市が配置する女性相談支援員も行っております。
25	第2部 柱1(1)イ 女性相談支援員・女性支援に関わる職員の専門性の向上及び心理的なケアの充実	女性相談支援員の資質向上のための研修については、ジェンダーの視点への理解が不可欠であり、その上に実践的なソーシャルワーク技法が学べる内容の研修を実施することを明記する。	原案どおり	女性相談支援員向け研修を企画する上で参考にさせていただきます。
26	女性相談支援員の任用直後の基礎的な知識とスキルを学ぶ研修が考えられていないように感じる。任用直後の研修の実施を明記する必要がある。	女性相談支援員の任用直後の基礎的な知識とスキルを学ぶ研修が考えられていないように感じる。任用直後の研修の実施を明記する必要がある。	原案どおり	女性相談支援センターにおける女性相談支援員新任者研修の内容の充実にも努めてまいります。
27	第2部 柱1(2) 外国人、障がいのある人、高齢者に配慮した対応	障がいのある方の就労支援において、近年女性の利用希望者がとくに目立って増加しています。施策の方向性に含めて頂けている事を知り、安堵しました。ヒアリング調査で「知的障がいや発達障がいを抱えている人が多い」との意見記載にも同意です。	原案どおり	ご意見ありがとうございます。
28		高齢者、障がいのある人が相談できる場所があることを、当事者が知る機会と、アクセスの仕方に工夫が必要と思う。	原案どおり	相談窓口の周知や、関係職員の研修充実に努めてまいります。
29		自らは相談ができなかったり、相談するための手段が限られ、制限されている潜在的な被害者へのアプローチを行う。	原案どおり	自ら相談ができない方に対しては、柱1(3)の「アウトリーチ、居場所の提供等における支援対象者の早期把握」に努めてまいります。
30		「外国人、障がいのある人、高齢者等相談者の状況に配慮した対応」を「・・・の困難な状況への理解と支援」とすべき。	原案どおり	事情をふまえて、気遣いのこもった取り計らいをするという意味で「配慮」という言葉を使っております。

NO.	素案該当箇所	意見	対応	意見に対する考え方
31	第2部 柱1(2)外国人、障がいのある人、高齢者に配慮した対応	国の法律・指針を全庁の職員に周知するための研修を実施する。	原案どおり	支援に従事する職員等に対する研修において、女性支援新法や国の基本指針などの内容について取り扱ってまいります。
32	第2部 柱1(2)外国人、障がいのある人、高齢者に配慮した対応	相談者が動きやすく、支援が速やかに受けられるよう、運営の改善と受付窓口のワンストップ化を進める。	原案どおり	支援機関等の連携や支援者の資質向上は、大変重要であり、女性相談支援員、市町村、民間団体の職員などを対象とした研修を引き続き実施します。
33	第2部 柱1(2)外国人、障がいのある人、高齢者に配慮した対応	相談窓口の周知の方法に工夫が必要と思うので、民生委員・児童委員、保育所・スクールカウンセラーなどにも研修やリーフレット配布などで知らせていただきたい。	原案どおり	相談窓口の周知や、関係職員の研修実施の際の参考とさせていただきます。
34	第2部 柱1(3)アウトリーチ、居場所の提供等による支援対象者の早期把握	「支援が必要な女性同士」或いは「支援が必要な女性と困難を乗り越えた女性」という交流も重要と考えます。困難を乗り越えようと頑張っているのは自分だけではないという大きな安心感や、実際に困難な状況から脱却した女性の実体験はよりリアルで自分事化できると思う。	原案どおり	今後の施策を検討する際の参考とさせていただきます。
35	第2部 柱1(3)アウトリーチ、居場所の提供等による支援対象者の早期把握	「エ 民間団体との協働による年齢や国籍、障がいの有無、セクシュアルマイノリティを問わず、多様な女性たちが安心して立ち寄れるオープンな居場所の支援を実施する。」を付け加える。	原案どおり	今後の施策を検討する際の参考とさせていただきます。
36	第2部 柱1(3)ウ 民間団体との協働による若年者への支援	自治体と民間団体が「協働」する場合、自治体が民間団体の活動を支援するやり方となると思われる。民間団体ならではの活動を支援するために、行政の具体的な金の出し方と、活動内容に対する口を出さないやり方を具体的に示してほしい。民間団体の活動の方向性と委託する業務の内容をあらかじめ協議し、活動の詳細について過度に介入、制限することを避け、民間団体に事業の裁量を持たせた上で、当該事業を予算的にしっかり支援する、と明示すべきと考える。	原案どおり	民間団体との協働については、行政と民間が対等な関係で実施するものと理解しております。委託業務については、提案公募（プロポーザル）による方式があり、提案に基づき仕様書について、採択者と協議を行っています。公金を投入された事業においては、委託事業者にも適切な執行が求められます。
37	第2部 柱2 一時保護体制の充実	民間シェルターのほとんどは、自治体と協働できていない民間ボランティアである。一時保護体制を充実させるために、民間団体の把握と具体的な支援、さらには公的なシェルターの設置が必要。関連して、県営住宅や市町村公営住宅への入居の優遇が示されているが、緊急を要する住まいの確保こそ大切であり、民間シェルターを含めた施設が必要。	原案どおり	県は、女性相談支援センターによる一時保護の実施のほか、民間シェルターなどに対し、一時保護を委託しています。
38	第2部 柱2(1)一時保護の充実及び一時保護保護者の状況に応じた支援	女性相談所の一時保護は、携帯電話使用不可、外出制限など、時代にそぐわない。また、個人の自由や自立を損なうようなルールを見直す必要がある。	原案どおり	ご指摘の一時保護のあり方については、あり方検討会においても議論があり、今後も議論されるべき重要な課題と考えております。追跡リスクのある一時保護者の安全・安心を図る必要もあることから、本計画では一人一人の状況に応じた一時保護、支援体制の充実に努めることとしております。
39	第2部 柱2(1)一時保護の充実及び一時保護保護者の状況に応じた支援	「・・・・ 通訳の派遣を行います。」の文章に続けて、「また、在留資格の有無に関わらず、出入国在留管理局とも連携し、適切な被害者支援を提供します。」を付け加えてください。	原案どおり	女性支援新法が定義する状況に当てはまる女性であれば、在留資格の有無に関わらず支援対象者となります。しかしながら、在留資格の無い方すべてが対象となるとまでは言えないと考えております。

NO.	素案該当箇所	意見	対応	意見に対する考え方
40	第2部 柱2(1)ウ 警察による被害の防止	つきまといの行為者への検挙・警告等の措置の実施についてはもう一步踏み込んで「接近禁止命令を発令すると同時に一定の期間(例えば半年間以上)の教育プログラムを義務付ける措置を検討する。」としてほしい。	原案どおり	教育プログラム受講の義務化は、国による法整備が必要とされます。
41	第2部 柱2(2) 同伴児童等への支援	同伴児童もDV被害当事者との認識を持ち、DVがある家庭で育たざるを得なかったため、奪われてしまった子どもとして育つ権利を回復するための施策をおこなう必要がある。	原案どおり	児童相談所等と連携し、一人ひとりの状況に応じた支援を行うとともに、子どもの心理的なケアについても適切に対応します。
42		同伴児童への対応は、子どもの権利条約の趣旨に沿って行う	原案どおり	ご意見を踏まえ、同伴児童に対する適切な支援を実施してまいります。
43		ここに「一時保護中の学習支援の提供」を付け加えてほしいです。	原案どおり	支援対象者の一人ひとりの状況に応じた保護、支援体制の充実に努めてまいります。
44	第2部 柱3(2) 自立のための支援	女性の場合、非正規労働での仕事が多く、安心して一人で自立生活ができる安心な仕事に就きにくい実態の解決も大きな課題。	原案どおり	支援対象者の状況に応じた支援に努めます。
45		経済的自立のための就業支援は、フォローアップを含めて継続的に支援する必要がある	原案どおり	
46		自立のための支援の項目として挙げられている「就業支援・福祉・民間団体」というポイントは、女性支援の視点にのみ掛かるものではなく、障がい者支援という視点も含まれている文脈と理解しましたが、より明確に文言化されると民間連携や障がいのある女性支援がもっと具体的に加速されるのではないかと感じた。障がい者福祉に於ける就労移行支援と定着支援の活用もぜひ含めて頂きたい。	原案どおり	
47	第2部 柱4 多様な主体との連携による支援の推進	支援を進める上で、十分な連携が求められる機関を列挙してほしい。	原案どおり	巻末に掲載している国の基本方針において、関係機関が例示されており、これらの機関と連携してまいります。
48		支援対象者から苦情申し立てがあった場合の対応、適切で迅速な解決の仕組みについて体制を整えておくことを、基本計画に反映させてほしい。	原案どおり	苦情の申し出を受けた場合、県の関係部署で適切かつ迅速な対応を行うこととなっております。

NO.	素案該当箇所	意見	対応	意見に対する考え方
49	第2部 柱4(1) 民間団体との連携	民間団体の真の活用と対等を前提に協働体制を丁寧に築いてほしい。	原案どおり	本計画において、「民間団体が（中略）重要な役割を担っています。」と記載しており、こうした民間団体との協働による支援を進めていくことが重要と考えております。
50		「民間団体との連携」においては、具体的施策として「ネットワークの構築等」だけではなく、支援に関わる民間団体の育成や運営維持に必要な経済支援ができるような仕組み作りを行っていくことも明記することが望ましい。	原案どおり	民間団体への実態調査等でも様々なご意見がありました。それらを踏まえ、第1部6 課題(3)「民間団体等、関係機関の協働・連携による支援」に整理しております。民間団体それぞれの強みを活かして連携できるようにネットワークの構築を図り、様々な情報提供や研修の機会を提供してまいります。
51		民間支援団体との連携については詳しく触れられているが、民間団体への支援についての項目を立ててください。	原案どおり	
52		民間団体との連携は、パートナーシップに基づき対等な関係で進めること。予算、人材育成含めた支援を行うこと。	原案どおり	ご意見のとおり、民間団体との協働による支援は、対等な関係のもとで行うものであるとと考えております。
53	第2部 柱4(2) 市町村との連携	また、ジェンダー平等の視点を持った研修を充実させてください。	原案どおり	研修を実施する上での参考とさせていただきます。
54		労働・福祉・DV、性被害などの相談内容を把握し、ワンストップ型の支援ができるように、自治体職員の意識改革と体制の充実を図ってください。	原案どおり	困難な問題を抱える女性の意思を尊重した相談支援ができるよう、支援に関わる者への研修等を行ってまいります。
55		身近な自治体で支援につながるよう、基本計画の策定や女性相談支援員の設置を県内自治体で進めてほしい。そのための研修や支援を望む。	原案どおり	市町村に対しては、計画策定や女性相談支援員の設置を促すとともに、新法で求められる役割や国の補助制度などを説明しているところ。今後、市町村基本計画の策定が円滑に進むよう、県計画の説明会の開催や、相談対応を行う市町村職員を対象とする研修を行うことを予定しています。
56		全部の自治体に相談員を置いてください。	原案どおり	女性相談支援員の配置は、市町村の努力義務となっております。女性相談支援員の設置が進むよう、市町村に働きかけてまいります。
57		今回の基本計画については、啓発の段階ではなく具体的支援ができるための人員の配置が必要と考える。努力義務ではなくて明確にしていきたい。	原案どおり	女性支援新法は、市町村の努力義務として、女性相談支援員の設置などを規定しています。県は、市町村に対し、関連する情報の積極的な提供、助言などの支援を行ってまいります。

NO.	素案該当箇所	意見	対応	意見に対する考え方
58	第2部 柱4(3) 支援調整会議の開催	民間支援団体連携ネットワークに参加するにはどうしたらよいか。HPや啓発パンフなどで団体の活動内容や得意分野が分かるようにしてほしい。	原案どおり	民間支援団体ネットワークの運営の参考とさせていただきます。
59	第2部 柱4(3) 支援調整会議の開催	支援調整会議には、機関の代表的立場の方による会議、実務担当者会議、個別ケース検討会議の3つが考えられますが、それぞれの会議の役割、性格的なものを明記した方がいい。	原案どおり	ご意見を踏まえ、支援調整会議のあり方を今後も検討してまいりたいと考えております。
60	第2部 柱4(2) 及び(4)	「支援に従事する職員等の資質向上のための各種研修を行います。」の前に、福祉、教育等各部課、および市町村の各部課などを記載してほしい。	原案どおり	ご指摘のように、多くの部門にわたるため、限定的な例示を行っておりません。
61	第2部 柱5 教育・啓発の推進	セクハラに始まる性被害、DVは女性を支配し、虐待や性暴力をふるってもいいという意識が強く残っており、加害者には寛容な社会であることが困難な状況です。この視点での更なる教育や地域への啓発を自治体へ具体的に示す施策が大切ではないでしょうか。	原案どおり	貴重なご意見として承ります。
62	第2部 柱5(1) 人権教育・啓発の推進	「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」の基本理念に、『人権の擁護』とありますが、1か所にかろうじて出てくるだけで、他には書かれていないようです。法律の基本理念が、県の基本計画に出て来ないので、該当するところに挿入してください。	修正	法の理念については、第1部 1 「策定の趣旨」に記載しておりますが、ご意見を踏まえ、「人権の尊重」を「人権の尊重や擁護」と修正をしました。
63	第2部 柱5(2) 様々な機会を活用した幅広い教育・啓発の推進	「様々な機会を活用し、広く県民に対して、女性に対する暴力根絶及び性暴力被害防止に向けた教育、研修や啓発を行う」ことは重要だが、同時に女性のレジリエンス（＝心の回復力を指す概念で、ストレスフルな状況や逆境に直面した際に立ち直ろうとする適応的な力）の底上げを図る教育・研修活動の実施も強く勧める。	原案どおり	事業を検討する上での参考とさせていただきます。
64	第2部 柱5(2) ア 相談窓口や支援制度についての周知等	学校教育の中で、人権・ジェンダー平等の視点での包括的性教育を発達段階に応じて実施してほしい。	原案どおり	貴重なご意見として承ります。
65	第2部 柱5(2) ア 相談窓口や支援制度についての周知等	「相談窓口や支援制度についての周知等」とあるが具体的ではない。	原案どおり	リーフレットやインターネットなど、様々な媒体を効果的に活用して周知に努めます。



NO.	素案該当箇所	意見	対応	意見に対する考え方
66	第3部 1 県の推進体制	素案に記載されている内容は、県の総合的な基本計画の推進にあたります。それだけで推進できるものではなく、市町村や民間団体との連携による推進もあるため、それぞれについて項目をたてて明確に記載してください。	原案どおり	ご意見の、市町村や民間団体との連携については、柱4「多様な主体との連携による支援の推進」において、連携に取り組むこととしております。
67	第3部	成果指標に沿って、市町村基本計画を市町村が策定できるように、県のバックアップを希望する。	原案どおり	国の支援制度をはじめ、必要な情報提供などを行い、市町村における基本計画の策定を促していきます。
68	2 成果指標	基本計画は柱が5つありますが、成果指標が2つでは、2年間の成果がどれだけあるのか、わかりづらいと考える。5つの柱の具体的施策に合わせた指標を明示してください。	原案どおり	本計画は、上位計画である第5次男女共同参画計画及び第4次DV防止計画の終期に合わせて2年間の計画にしております。このため、成果指標については、他の計画との重複を避けるとともに、数値が設定でき、かつ、毎年計測できるものに絞って設定しております。
69	その他	国の「困難な問題を抱える女性への支援のための施策に関する基本的の方針」の中で、4か所で触れられている「困難な問題に直面している女性の権利の擁護・福祉の増進や自立支援等の視点」を福岡県の基本計画に反映させてほしい。	原案どおり	第1部 1 「策定の趣旨」において、女性支援新法の目的や理念、国の基本方針について記載しており、この計画は、法や基本方針を踏まえて、策定しております。「困難な問題を抱える女性の福祉増進、人権の尊重や擁護、男女平等の実現の理念のもと、女性が安心かつ自立して暮らせる社会の実現に寄与することを目的として」女性支援新法が成立し、この法や基本方針を踏まえ、施策を実施するために、計画を策定する旨を記載しております。
70		生理用品はトイレトペーパーと同じように、小学校中学校、高校の校内のトイレに生理用品を無償で設置すること。	原案どおり	貴重なご意見として承ります。

※ご意見の総数は、104件ですが、要旨が同じ意見をまとめているため、70件になっています。